

広域振興局長

提出者 岩手県盛岡市中央通1丁目7番25号
住所 富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
氏名 岩手支社 支社長 青沼達雄

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策実施状況届出書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第83条の規定により、地球温暖化対策の実施状況について、次のとおり届け出ます。

1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の名称	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社	* 整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県盛岡市中央通1-7-25	* 受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	84 kl	* 施設番号	
自動車の使用台数	102 台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置状況			
その他の地球温暖化の対策の実施状況			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
		kl
		kl
		kl

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- 2 エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に記載すること。
- 3 エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載すること。
- 4 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 5 2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。（A4）

別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類	(2024) 年度						E=B-D	二酸化炭素排出 量 (t-CO ₂)	船舶用二酸化炭 素排出量 (t-CO ₂ E)	合計算二酸化 炭素排出量 (t-CO ₂)
	エネルギーの使用量			販売したエネルギー使用量						
	数量 A	単位	熱量(GJ) B	数量 C	単位	熱量(GJ) D				
原油(コンデンセートを除く)		kL			kL					
原油のうちコンデンセート(NGL)		kL			kL					
揮発油(ガソリン)	84.89	kL	2,835		kL		2,835	194	194	
ナフサ		kL			kL					
ジェット燃料		kL			kL					
灯油		kL			kL					
軽油		kL			kL					
A重油		kL			kL					
B・C重油		kL			kL					
石油アスファルト		t			t					
石油コークス		t			t					
石油ガス										
液化石油ガス(LPG)		t			t					
石油系炭化水素ガス		千m ³			千m ³					
液化天然ガス(LNG)		t			t					
可燃性天然ガス										
その他可燃性天然ガス		千m ³			千m ³					
石炭	輸入原料炭	t			t					
	原料炭	t			t					
	コークス用原料炭	t			t					
	吹込用原料炭	t			t					
	一般炭	t			t					
	国産一般炭	t			t					
輸入無煙炭	t			t						
石炭コークス		t			t					
コールタール		t			t					
コークス炉ガス		千m ³			千m ³					
高炉ガス		千m ³			千m ³					
発電用高炉ガス		千m ³			千m ³					
転炉ガス		千m ³			千m ³					
その他の燃料	都市ガス	千m ³			千m ³					
	()									
非化石燃料	黒液	t			t					
	木材	t			t					
	木質廃材	t			t					
	バイオエタノール	kL			kL					
	バイオディーゼル	kL			kL					
	バイオガス	千m ³			千m ³					
	その他バイオマス	t			t					
	RDF	t			GJ/t					
	RPF	t			GJ/t					
	廃タイヤ	t			GJ/t					
	廃プラスチック(一般廃棄物)	t			GJ/t					
	廃プラスチック(産業廃棄物)	t			GJ/t					
	廃油	kL			GJ/kL					
	廃棄物ガス	千m ³			千m ³					
	混合廃材	t			t					
水素	t			t						
アンモニア	t			t						
その他燃料	()									
小計①						2,835	194		194	
産業用蒸気	GJ			GJ						
産業用以外の蒸気	GJ			GJ						
温水	GJ			GJ						
冷水	GJ			GJ						
地熱	GJ			GJ						
温泉熱	GJ			GJ						
太陽熱	GJ			GJ						
雪氷熱	GJ			GJ						
小計②										
電気事業者①	千kWh			千kWh						
電気事業者② ※複数契約している場合使用	千kWh			千kWh						
自己発電(非燃料由来を除く)	千kWh			千kWh						
自家発電	千kWh			千kWh						
太陽光	千kWh			千kWh						
水力	千kWh			千kWh						
風力	千kWh			千kWh						
その他	千kWh			千kWh						
小計③										
合計 ④=①+②+③						2,835	194		194	

(2) 原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0258)

原油換算エネルギー使用量	71	kL
--------------	----	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区 分		温室効果ガスの排出量
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	194 t-CO ₂
	上記以外の二酸化炭素	t-CO ₂
メタンの排出量		t-CO ₂
一酸化二窒素の排出量		t-CO ₂
ハイドロフルオロカーボンの排出量		t-CO ₂
パーフルオロカーボンの排出量		t-CO ₂
六ふっ化硫黄の排出量		t-CO ₂
三ふっ化窒素の排出量		t-CO ₂
合計		194 t-CO ₂

備考) 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。
 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。
 3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その2

1 地球温暖化対策計画の達成状況

【目標値の達成状況(進捗状況)】

- ・2023年に報告したガソリン使用料86KLに対し2024年度使用料84KL

【具体的な取組状況】

- ・公共交通機関での通勤(一部被災地など除く)
- ・社有車を入れ時、普通自動車から軽自動車へ代替え推進

備考 計画書に記載した各種取組の進捗・達成状況について記載してください

2 その他の地球温暖化の対策の実施状況

今後の計画として社有車を1人1台を車内共有化に変更、カーシェアリング、レンタカー利用により保有台数を削減していきたいと考えています。

別紙 その3 (自動車用)

1 二酸化炭素の排出の状況

自動車関係の二酸化炭素排出量 (年度)

自 動 車			二酸化炭素の排出		燃料使用 量対前年 度比(%)
燃料別	保有台数	燃料使用量 (A)	排出係数 (B)	排出量 (A×B)	
ガソリン	102 ()	84,889 ℓ	2.29 kg-CO ₂ /ℓ	194,407 kg-CO ₂	
軽油	()	ℓ	2.62 kg-CO ₂ /ℓ	kg-CO ₂	
LPG	()	kg	2.99 kg-CO ₂ /kg	kg-CO ₂	
電気		kWh	0.477 kg-CO ₂ /kWh	kg-CO ₂	
その他	()		kg-CO ₂ /()	kg-CO ₂	
合計	102 (0)			194,407 kg-CO ₂	

備考1 保有台数欄の()には、ハイブリッド車の台数(内数)を記載してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。

2 地球温暖化対策計画の達成状況

【目標値の達成状況(進捗状況)】

年間1%のガソリン使用料削減を目指しているが2023年に報告したガソリン使用料86KLに対し2024年度使用料84KLと1年で約3%のガソリン使用料を削減できた。

【具体的な取組状況】

- ・公共交通機関での通勤(一部被災地など除く)
- ・社有車を入れ時、普通自動車から軽自動車へ代替え推進

備考 計画書に記載した各種取組の進捗・達成状況について記載してください

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項

今後の計画として社有車を1人1台を車内共有化に変更、カーシェアリング、レンタカー利用により保有台数を削減していきたいと考えています。